

令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会
令和7年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和7年8月28日（木）
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午後1時30分開会

○渡邊障害者政策課課長代理 それでは皆様、あとお1人、委員の方がお見えになっておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます障害者政策課の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は公開で開催いたします。傍聴を希望される方がおりましたら定員5名まで入室可能となっておりますので、ご承知おきください。

また、協議会終了後、本日の議事録を県の障害者政策課のホームページ上に掲載させていただきますことを申し添えます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の加藤からご挨拶申し上げます。

○加藤障害者支援局長 皆さんこんにちは。静岡県健康福祉部障害者支援局長の加藤と申します。この4月に着任いたしました。今年度、よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙のところ、また本当に記録的と言われるぐらいお暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また皆様には、日頃から、県の障害福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることに対しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

まず、障害者施策推進協議会でございますが、こちらは障害者基本法に基づきまして、本県の障害者施策につきまして幅広くご審議をいただく場として設置しているところでございます。

本日につきましては、県の障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めております現行の第5次障害者計画が、本年度、計画の最終年度を迎えますことから、前段で、昨年度実施いたしました「障害のある方の実態調査」の結果をご報告するとともに、後半で、次期の第6次障害者計画の骨子案についてご説明をいたしまして、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。

また、次第にございますように、工賃向上に向けました民間事業者の取組の促進、また開催を控えております東京2025デフリンピック開催に向けた本県の取組について、現状や取組の内容について報告をさせていただきます。

さらに、本日は障害者差別解消支援協議会との合同開催という形を取ってございます。そうした中で、障害者差別解消条例に基づきます県の施策、あるいは障害者差別に関する相談対応等について、ご報告をさせていただきます。

議事が非常に多岐にわたる内容になっておりますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊障害者政策課課長代理 本日は、障害者施策推進協議会で11名、障害者差別解消支援協議会で14名の委員の方にご出席いただいております。このため、静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項及び障害者差別解消条例施行規則第5条第2項に定める会議の開催条件を満たしておりますので、ご報告いたします。

なお、三浦委員におかれましてはWebによる参加。岩瀬委員、西尾委員、松永委員は欠席となります。

そのほか、幹事、事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきます。

議事に入る前に1点お願いがございます。ご発言の際は、発言の前にご自身のお名前をおっしゃってからご発言いただくようお願い申し上げます。

それでは議事に入ってまいります。

静岡県障害者施策推進協議会条例第3条に「会長は、会務を総理する」とありますので、以後の議事進行につきましては香野会長をお願いいたします。香野会長、よろしくお願い申し上げます。

○香野会長 香野でございます。開始に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

私は今、大学におりますけど、教育や心理の分野で仕事をさせていただいています。

一人一人のお子さんだったりご家族とお会いすることが多いんですけど、本当に様々な機関とか制度が、その方と家族を取り巻いているというか、つながっているということを実感しております。私たちが支援とか教育に当たるときには、そこを知っておくということが非常に大事ですし、知っておくだけでもかなり力強いなというふうに普段感じております。本日も、多様なお立場、領域から参加いただいておりますので、その立場からのご参加やご発言をお願いしたいと思っております。

それでは、議事進行に皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

では議事に入ります。

まずは、(1)「協議事項」の「第6次静岡県障害者計画の策定について」の「令和6年度静岡県障害のある方の実態調査の結果」「ふじのくに障害者しあわせプランの進捗状況」「第6次静岡県障害者計画の骨子案」について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長の上原です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料の1ページ。点字資料につきましては第1巻の10ページをご覧ください。

資料1、「静岡県の障害のある方の現状」について、ご説明いたします。

令和6年度末現在における障害種別ごとの人数につきましては、身体障害のある方は11万5,816人となりまして、前年度末に比べまして1,534人減少しました。なお、65歳以上の割合が72.7%と高齢化が進んでおります。

知的障害のある方の人数は4万1,070人となりまして、前年度末と比較して1,013人増加しております。

精神障害のある方の人数は6万6,877人となりまして、前年度末に比べて2,761人増加しております。

全体では22万3,763人となりまして、前年度末に比べ2,240人増加している状況でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。点字資料は第1巻の16ページになります。

資料2、「『静岡県障害のある方の実態調査』の結果（概要）」について、ご説明いたします。

この調査は、障害者計画策定の基礎資料とするため、障害のある方の生活の実情と、

障害者施策に対する意向や希望等を調査するものでございます。後ほどご説明いたしますけれども、今年度、第6次障害者計画の策定を予定していますことから、昨年度の9月から11月の3か月間、本調査を実施いたしました。調査は、県内在住の障害のある方1万人を対象にアンケートを配付しまして、3,841人の方から回答をいただきました。

続いて、3ページをご覧ください。点字資料では20ページをご覧ください。

調査は全部で39問あったんですけれども、時間の都合上、主なものの結果について、ご説明させていただきます。

まず1点目、「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う方の割合」は、今回調査の結果66.8%で、前回結果から1.6ポイント減少しております。引き続き、福祉サービスの充実だけではなくて、「街のバリアフリー化」や、合理的配慮の理解促進を通じて「心のバリアフリー化」も進めていく必要があると考えております。

続いて、4ページをご覧ください。点字資料は21ページになります。

「差別や虐待を受けたことのある方の割合」につきましては、16.7%となっております。このことについて相談をしたことのある方の割合は55.1%という結果になりました。このうち、相談案件が解決した方は前回より2.5ポイント増加している一方、相談したが解決していない方、相談したが対応してもらえなかった方等、4割近くが問題解決に至っていないという結果となりました。

令和6年4月に障害者差別解消法が改正されまして、民間事業者におきましても合理的配慮の提供が義務づけられたところでございます。今回の実態調査の結果も踏まえまして、同法の趣旨については引き続き周知徹底を図っていく必要があると考えております。

次に、5ページをご覧ください。点字資料では24ページをご覧ください。

「70歳以上の介助者の割合」につきましては、これまでと同水準の22.2%という結果になりました。

また、「本人が生活していく上で今後心配になること」の回答としましては、やはり半数以上の方から「保護者の方がいなくなった後の生活のこと」という回答をいただきました。今回策定します障害者計画におきましても、親亡き後の仕組みづくりに言及していく予定でございます。

少し資料飛びまして、8ページをご覧ください。点字資料では31ページをご覧ください。

い。

今回の調査で新規に追加した項目となります。「普段の生活でスマートフォンを使用している方の割合」を調査いたしました。

回答としましては53.2%という結果となりました。ICT機器の中でも、やはりスマートフォンが最も多く使用されている結果となりました。一方で、「特に使用していない」という方が31.6%という数字も結果として出ております。

次のページをご覧ください。点字資料につきましては34ページをご覧ください。

先ほどの質問の分析になりますけれども、ICT機器を特に使用していない先ほどの31.6%の方の情報の取得方法につきましては、市役所・町役場、利用している福祉施設の職員から入手している方や、家族や知人・友人、テレビ・ラジオ等から情報を得ているという方が多いことが分かりました。

令和4年4月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえまして、こちらの点も今回の障害者計画に反映していきたいと考えております。

次に、10ページをご覧ください。点字資料は37ページをご覧ください。

「災害等の緊急時に、一人または支援を受けながら安全に避難できる方の割合」につきましては、52.9%という結果になりました。

「災害発生時に必要と考えるもの」としましては、「避難情報、災害情報をわかりやすく教えて欲しい」という回答が45.7%と最も多くなりました。

以上が実態調査の結果の報告となります。

続きまして、11ページをご覧ください。点字資料につきましては41ページをご覧ください。

資料3、「ふじのくに障害者しあわせプラン」について、ご説明いたします。

「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画で構成されております。

国の障害者基本法に基づきます障害者計画は、障害者施策の基本的方向性を定めるものでありまして、基本理念、基本目標、県の取組内容を定めております。障害者計画の計画期間は現行4年間としておりまして、今年度が第5次計画の最終年度となります。

一方、障害者総合支援法に基づきます障害福祉計画、児童福祉法に基づきます障害児福祉計画は、先ほどの障害者計画の目標達成に向けた具体的な障害福祉サービスの量等

の数値目標を定める計画でございます。障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は3年間となっております。現在の計画の期間は令和6年度から令和8年度までとなっております。

続きまして、12ページをご覧ください。点字資料では44ページをご覧ください。

こちらは、現行の第5次静岡県障害者計画の概要と進捗状況について、ご説明いたします。

第5次静岡県障害者計画は、令和4年度から令和7年度までの4か年を計画期間とし、まして、「共生社会の実現」「自立生活の実現」「安心・安全の実現」の3つを基本理念に掲げております。

計画の数値目標における進捗状況につきましては、この後の14ページから掲載しておりますが、県庁の各部局において取組を推進しております——すみません。14ページをご覧ください。

令和6年度末時点で、全52の指標の数値目標に対しまして、達成率100%を超えているものが19指標、75%以上100%未満のものが22指標、50%以上75%未満が9指標、50%未満が2指標となっております。おおむね目標値に近い形で進捗していると考えております。

ただ、一部達成が遅れているところがありまして、先ほど50%未満のものが2指標あるというご説明をしたんですけれども、15ページを見ていただいて、そのうち10番の「手話通訳者養成研修修了者」の人数なんですけれども、目標の累計を120人としていることに対しまして、現在の状況が累計47人で、進捗状況としては39.2%にとどまっております。こちらにつきましては、手話通訳者の養成課程に3年間を要するところ、研修の初年度が新型コロナウイルス感染症の感染拡大と重なったことで、令和6年度の修了者数が当初の予定より伸びなかったというのが原因となっております。

続きまして、16ページ。点字資料は72ページになります。

50番の「依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数」です。

こちらにつきましては、目標の累計316人に対しまして、現在の進捗が累計148人ということで、進捗状況は46.8%にとどまっております。こちらの原因としましては、Webでの参加が可能な研修として実施していたんですけれども、令和6年度に対面形式の開催に変更したところ、参加者のニーズと合わなかった部分があったようで、その分実績が低調となってしまったことが理由として挙げられます。

第5次については以上となります。

次は、17ページ。点字資料は79ページをご覧ください。

資料5になります。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗状況でございます。

先ほどもご説明したとおり、障害福祉計画と障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としておりまして、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、サービスごとの必要見込み量等について、各市町の数値計画を積み上げて、県内8つの圏域、県全域を計画対象としているものでございます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗状況につきましては、17ページから21ページに掲載しております。

まず17ページを見ていただいて、1の地域移行の進捗状況です。

数字的には、まだ1年目ということもあるものですから、そんなに伸びていないということで、目標達成に向けて、さらなる取組が必要と考えております。

2の(1)は、精神病床における1年以上の長期入院患者数になります。令和6年度の実績として121人が減少しており、順調に減少していると言えると考えております。

3番、地域生活支援拠点等の拠点数の目標値となります。計画では、令和8年度までに25拠点を目標としております。令和6年度末現在で22拠点ができておりまして、残り3拠点、市町でいきますと袋井市と川根本町と吉田町の3か所になるんですけれども、その整備についても、県として後押しをしていきたいと考えております。

続いて、18ページをご覧ください。

4、福祉施設から一般就労した方の人数になります。令和8年度までに773人を目指すところ、594人となっております。これは単年度ですね。1年で一般就労する方の人数になるんですけれども、目標を目指してこちらも取組を強化していく必要があると考えております。

同じページ、5番の「障害児支援の提供体制の整備等」のうち「児童発達支援センターの設置」です。目標としましては24市町で配置。実績としては現時点で21市町で、残り3市町となっております。

少し見にくいんですけれども、この目標の中で、あと「重症心身障害児を支援する事業所の確保」というところで、目標値としては27市町のところ、令和6年度末現在で25市町で配置、あと残り2市町となっておりますので、こちらについても県として支援を

していきたいと考えております。

最後、20ページをご覧ください。点字資料は第1巻の88ページをご覧ください。

20ページと21ページにつきましては、各サービスのR6の実績の数字で、R8の計画に対しての進捗率を掲載しております。ご覧いただけますように、サービスによって凸凹はあるんですけれども、「日中活動系サービス計」でいきますと、全体で見ますと利用者数でいって99.9%ということで、おおむね計画どおりに進捗している状況となっております。

続きまして、22ページ。点字資料は第1巻の96ページをご覧ください。

こちらは本日の本題となるんですけれども、第6次静岡県障害者計画の策定について、ご説明いたします。

第6次障害者計画につきましては、現行の計画と同様に4年間としまして、令和8年度から令和11年度までを計画期間と考えております。

計画のポイントとなる重点施策につきましては、(3)にありますように次の4点を掲げたいと考えております。

まず1つ目、「合理的配慮に関する各種施策の更なる推進」についてです。こちらは、現行の計画でも重点施策に位置づけておるんですけれども、引き続き重点施策に位置づけていきたいと考えております。

令和6年4月に障害者差別解消法が改正されまして、本県においても関連する条例改正を行ないました。先ほどの実態調査の結果でもご説明したように、まだ差別、虐待があるということで、さらに民間事業者におきましても合理的配慮の提供が義務づけられたという経緯がございますので、重点施策として位置づけて取り組みたいと考えております。

2つ目、イなんですけれども、「『親亡き後』の地域生活継続のための仕組みづくり」です。こちらも現行計画で重点施策に位置づけているところでもありますけれども、引き続き本計画においても重点施策として位置づけていきたいと考えております。

こちらも、先ほどの実態調査の結果のところでも触れましたけれども、「親亡き後が心配」という声の大きいものですから、親亡き後でも地域で安心して暮らせますように、相談支援体制の整備や、日中も支援が可能なグループホームの整備等の推進を位置づけていきたいと考えております。

3つ目になります。ウで「大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充

実」。こちらは新しく重点にしたいという部分でございます。

昨年1月の能登半島地震の発生や、昨今の激甚化する風水害等を踏まえまして、緊急時におけます障害のある方に対する安全確保に向けて、防災体制の充実について盛り込みたいと考えております。

最後、4つ目になります。「医療的ケア児等に対する支援の充実」。

医療的ケア児者に対する支援については、もう近年言われているものですから、県では今年度、医療的ケア児者の実態把握調査を予定しております。そちらの調査結果を参考にしまして、必要な支援策について、今回の計画に反映していきたいと考えております。

23ページをご覧ください。点字資料では100ページになります。

こちらは参考なんですけれども、現行の計画の策定以降、現在までの国の制度改正等、あと国のほうの基本計画の策定があったものですから、そちらの中で新しく入った項目を挙げさせていただいております。

(2)の「関連法制の改正」の中で、2つ目をご覧ください、本年6月に手話施策推進法が改正・施行されまして、手話に関する施策を総合的に推進していくこととなっておりますので、こういった点についても次期の障害者計画において盛り込みたいと考えております。

24ページをご覧ください。点字資料ですと112ページになります。

こちらは、第6次障害者計画の骨子案ということで、要は目次みたいな中身になります。基本的には、見ていただくと分かるように、組立て等、中身自体は第5次の計画をそのまま引っ張る形にしたいと考えております。その中で、先ほどの法改正等の関係があって、一部修正というか、更新する部分をつくっております。

右側、第6次のほうを見ていただいて、まず、Ⅰ、「障害に対する理解と相互交流の促進」のうち2ですね。これまでは「情報保障」という形で位置づけていたんですけども、法の施行がありまして、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」という形で表現を更新させていただいております。

あと、Ⅱの「地域における自立生活を支える体制づくり」のところ、これまでも防災の関係は計画の中に盛り込んでいたところではあるんですけども、今回、「地域や施設における防災体制等の充実」という形で1つの項目にまとめて、防災体制、感染症対策も含めまして記載する形に直したいと考えております。

あと、「多様な障害」のところにつきましても、「特別支援教育の充実」のところを「特別支援教育等の充実」、「難病のある人に対する支援の充実」につきまして「難病を抱える人に対する支援の充実」という形で、表現をちょっと更新というか、リバイスさせていただいている部分がございます。

最後、25ページをご覧ください。点字資料につきましては119ページになります。

計画の策定スケジュールについて、ご説明いたします。

今後のスケジュールとしましては、本日骨子案をご審議いただいた後、9月から11月にかけて、当事者の方や関係団体の皆様への意見照会と併せまして、県庁内の関係部局に関連施策の照会等を行ないます。そちらを基に、11月の上旬に最初の計画案を作成いたしまして、11月10日の第2回目の施策推進協議会で計画案を皆様にご審議いただく予定としております。

第2回の施策推進協議会でご審議いただいた計画案を、年末から1月ぐらいになると思いますけれども、パブリックコメントで県民の皆様にご意見を伺いまして、その後作業を行なった後、来年3月に、そのパブコメ反映版を含めたものを第3回の施策推進協議会にかけさせていただいて、了解いただいた後、3月末に公表という流れとなっております。

すみません。1点説明を飛ばしてしまいました。今回の第6次の障害者計画策定におきまして、これまでやっていなかったことというところで、これまでも、この障害者計画をつくる際に、こちらの施策推進協議会もそうですし、各関係団体の皆様にもご意見、ご要望をお聞きしてきたんですけれども、特に知的障害の方と精神障害の方につきましては、知的の方であれば育成会さん等の親御さんたちのご意見を伺う形、精神障害につきましても家族会の方にご意見を伺う形ということで、アンケートは前年にやっているんですけれども、実際の当事者の方にご意見を伺うということはしていませんでした。

ただ、今回策定するに当たって、うちの部の方針ですけれども、やっぱり当事者の意見をちゃんと聞くという方針があるものですから、今回の策定につきましては、知的障害の方につきましては、育成会さんにご協力をいただいて、実際の知的障害の皆様と意見交換をする機会を設けさせていただく予定で、あと精神障害の方につきましても、ピアの方にご協力をお願いして意見交換の機会を設けさせていただいて、実際の当事者の方にご意見を伺うという形で、今度の計画に反映させていきたいと考えております。

すみません。説明が前後しちゃったんですけれども、私からの説明は以上となります。

○香野会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見やご質問がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どこからでも結構かと思いますが。

では、ちょっと私からよろしいですか。

今、最後に説明いただいた、当事者の意見をということで、22ページのところの下に入っております、精神障害と知的障害の方についてもということでしたけど、1つお伺いしたいのは、知的障害の方たちのご意見を聴取するというときに、育成会の方々がそれを代弁するというか、代わりに聞くというのは1つ具体的な案としてあるんですが、精神障害の方たちの対象というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。あるいは、自閉症協会の方もいらっしゃいますけど、発達障害の方たちの当事者性というのをどういうふうに聞いていくのかというあたりについて、県のほうのお考えも聞きたいですし、むしろ当事者団体の皆さんのご意見もお伺いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原障害者政策課長 一応今回考えているのは、精神障害の方で、ピアサポーターとして実際に精神の事業所とかで働いている方がいらっしゃるものですから、一応そのグループにお声かけをして、そういう意味では、純粋な精神障害と言ったら言葉は変ですけど、その方との意見交換になるものですから、今先生おっしゃられたように、自閉症とか発達の方の場合というのは、今のところは想定していないというのが実情でございます。

○高橋委員 高橋と申します。

今、知的障害という形で、本人から意見を聞くというようなことで、今日メールで流れてきたので、いろんな地区の本人から2～3人ずつ聞くというような形で、ここに質問事項とかを持ってきているんですが、住まい、暮らし、防犯、防災、就労している方、就労していない方、社会参加、ICT機器とか、差別や虐待関係について質問をするという形にしている、それが障害者計画に反映されるというふうになっていたもので、すごく私はよかったなというふうに思いました。

○香野会長 関連して、ほかの方、いかがでしょうか。ほかの意見でも結構ですが。

○篠原委員 自閉症協会の篠原です。

今回は入っていないんですけれども、ご本人さんからの聞き取りをしていただくというのはとてもいいことだと思うんですが、自閉症の場合、知的に障害がある方、ない方、

自閉症の重い方、軽い方、全く違うので、どこをピックアップして、どういう方に聞き取りをするのか、ちょっと難しいなというふうに正直思ったので、今回は入っていないということが、よかったのか悪かったのかは分からないんですけども、会のほうに持ち帰って検討をしたいなというふうに思います。

○香野会長 「あの方も、この方も」となると、「じゃ、肢体不自由児者はどうするんだ」とか「重症心身障害者はどうするんだ」ということにはなりますけれども、どの方に聞くことをもって当事者の代表とするのかということ是非常に難しい問題だなと思うんですが、もしご意見ありましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかの観点から、アンケート調査等の報告書もありますので、そのあたりも含めて、いかがでしょうか。

ちょっと私から、もう1つ。今回、ICT、スマートフォンを代表とする情報ツールの活用状況について調査をされたんですけど、そもそものこの意図というのは、例えばこれからの行政からのサービスだったりに、そういったツールをかなり介在して使っていくというような意図があったのか、あるいは防災とかとつなげてという意図があったとか、何かこれを入れた理由みたいなのがあれば、ぜひ教えていただきたいんですけど。

○上原障害者政策課長 やはり情報保障の話がすごく課題になっておりまして、実際一般の方であれば、特にSNSとかは皆さん活用しているので、そちらのほうでいろいろ情報を流せば伝わるという認識でいるんですけど、実際障害のある方自体にそれで本当に情報が届くのかどうかというのは確認しなきゃならないという思いはありまして、今回新たに入れたところ、やはりみんながみんな使っているわけではないというのが確認できたという点ではよかったのかなと。でも、それ以外の方法でもちゃんと情報提供していく体制にしないと漏れちゃうんだなというのが確認できましたので。

○香野会長 私も教育現場とちょっとお付き合いしていると、どちらかというところ、情報ツール、特に携帯電話の使用については、やや後ろ向きというか、抑制的で、「持っているところがない」というか——が起きやすいので、教育関係の方が後ろで出席していらっしゃるので飛び火のような話になっちゃいますけど、いかに使わせないかという教育になっているんだけど、実際は、今専門家というか推進派の人たちは、どう活用していくか。むしろ使っていくほうの教育に切り替えたいというふうに今やっているところなんですけど、特に「障害のある方たちこそ、使うための教育とか練習を幼少期からやったほうがいいんじゃないか」というふうな提言が今かなり出てきておりますので、そ

ういったことともつなげていただきたいなというふうにも思っております。

はい、どうぞ。

○小倉委員 聴覚障害者協会、小倉と申します。こんにちは。

災害の際のICTの活用についてなんですが、聾?者、耳の聞こえない者たちも、日本語のできる者とできない者とおります。スマホは基本的に日本語ができないと活用ができません。ですが、頑張って使い方を獲得して行って、オンラインでビデオ通話ができるようになると、スムーズな情報交換などもできると思います。

ですので、そういった様々な活用を進めていけるように、IT機器の使い方、そういったものを教育する場、学ぶ場というものもあった方がいい。確かに、使えるようになると、とても便利な機器類だと思います。その使い方。できない人をできるようにしていくとか、できなかった人向けにどういうふうに情報発信していくかということも、ぜひ考えていただきたいと思います。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

○大石委員 別件でいいですか。

○香野会長 はい、どうぞ。

○大石委員 大石です。よろしくお願いします。

アンケートの結果の中ですが、4ページの「差別や虐待を受けたことがある方の割合」の項目で、ざっくりと「ある」「ない」ってあるんですけども、身体的な虐待なのか、金銭なのか、心理的な虐待なのか、性的な虐待なのか、それぞれで全く意味が異なってくると思うんですけど、この点についてはある程度把握されているのでしょうか。それが1つ。

それから、23ページの、国の制度改正のところの「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」というのが出されてきたということで、それは今度の第6次の中のどこに反映されていくのかなというのがお伺いしたいこと。

それから最後、子供の自殺が話題になって久しいわけですけども、第5次から第6次に移っていくということで、第5次の中で、静岡県の中での子供の自殺の状況はどの程度把握されているのでしょうか。3点お願いします。

○香野会長 それぞれお願いできますでしょうか。

○上原障害者政策課長 1点目の質問の虐待の種別なんですけれども、アンケート調査上はそこまで聞いていないです。もうあるかないかだけで聞いているので、内訳について

はちょっと把握できておりません。

2点目ですけれども、新生児聴覚の関係は、そこはまた後で戻って確認するんですけども、自分の記憶としては、先ほどの骨子案の「多様な障害に応じたきめ細かな支援」のところの、1の「早期支援体制の整備」に、たしか聴覚スクリーニングを入れていたような気がします。またここは確認します。入るとしたらここになります。

○香野会長 子供の自殺については、何か情報はございますでしょうか。

○影山精神保健福祉室長 子供の自殺につきましては、近年増加傾向にありまして、全国においても、昨年度の小・中・高生の自殺者数というのが過去最多ということで、昨年度は本県では13人ということでありました。

そういった増加傾向にあるということで、健康福祉部において、「子どもの自殺危機対応チーム」という事業を今年度これからやろうとしているというような状況にございます。

○香野会長 どうぞ、大石さん。

○大石委員 ありがとうございます。

特に、最初の虐待のところは、何かあったときに個々に対応されているということもあると思うんですけども、それぞれの虐待の中身というか、その辺についてはどういうふうに対応していくのかというのを、県のほうとして、いろんな事業所なり市町に落としていくという意味でも、ちょっと今後こういう調査をやるときに、内容についても取り上げていただいたほうがいいのかというふうに思います。よろしくお願いします。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。では、お願いします。

○天良会長代理 知的障害者福祉協会、天良です。

県全体のサービスが行き届いている、行き届いていないというような地区ごとの傾向というのはつかめていらっしゃるのかなと。静岡県って東西に長くて、伊豆半島は南北にも長い中で、地域格差というのが最近すごく気になっていまして、憲法で保障されているものなのに、住んでいる地域によってそれが保障されなかったりするところが最近すごく目立っているなという気がします。

例えば、親亡き後ということであっても、17ページで「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と。これが25が目標で22だから、かなり充実しているように見えるんですけど、これ自体が、親亡き後を意識してできてきた支援だと思うんですね。ところが、機能が充実されているように見えても、実際親亡き後のために本当に機能しているかとい

うのは非常に疑問があるところです。

その地域格差というのは、防災対策も同じだと思うんですね。県全体を一くくりにするのではなくて、ある程度——これは具体的に施策を施す段階でいいんですけれども、地域格差というのをしっかりと意識してやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

今回の6次のほうにも、親亡き後の地域生活継続ための仕組みづくりということで、相談支援体制とかグループホームの整備。まさにグループホームは、伊豆半島は非常に少なく、国の居住サービスにおける在り方検討というのに入っていて、入所施設をどうしようかというふうに、今、国で議論になっているところなんですけれども、地方部だと、地域移行したくてもグループホームがなかったりというような、その辺の整合性が全く取れていないというのが、国としては分かっている、そこまではあまり言及してこない。全国津々浦々で、国が出してくる制度そのものが該当するかというと、そういうわけにもいかないということは、県、あるいは市町のほうでしっかりと把握しながら、薄いところには手厚くというような施策を、この段階ではなくて、具体的に動くところで考えていただければと思いますので、ぜひその辺、ご配慮いただければと思います。

今のはお願いなんですけど、もう1点、障害者の数で、身体が減、知的、精神が増となっていて、これは何か理由というのは考察できていますか。一番最初、1ページの入りのところなんですけれども。

○上原障害者政策課長 身体の方が減になっているのは、やっぱり高齢者がもともと割合が高く、新しく取る方に比べて亡くなる方のほうが多いというので減少になっております。

知的の方につきましては、やっぱり中軽度の方が——最近増えているのはほとんど中軽度の方なんですけど、要は、掘り起こしという言葉が正しいかどうか分からないんですけど、手帳制度でのメリットというのがいろいろ浸透してきたというか、何というんですかね。そういう形で、従来よりも中軽度の方がどんどん増えているという状況でございます。

精神の方につきましては、内容的には、入院の方は国の施策の方向性どおり減っているんですけれども、逆に通院の方の増え方が、昨今の生活環境等の影響がもろに出ているんだろうなという形で、こちらもここ数年ずっと増加傾向でございます。

以上です。

○天良会長代理 ありがとうございます。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

これは精神の方の手帳の種別までは取っていないんですよね。

○上原障害者政策課長 そうですね。手帳の数は、それはそれでまた別の統計を取っているんですけども、そうすると人数が全然少なくなっちゃうものですからね。うちの県の場合は、入院、通院の医療にかかっている方というのを人数として使わせていただいております。

○香野会長 恐らく精神科医療のほうでいうと、発達障害を1つの症状としてお持ちの方の受診者数が増大しているということがここに反映されているのかなというふうに考えております。

そのほか、いかがでしょうか。では、お願いいたします。

○村松委員 精神の家族会連合会の村松でございます。

すみません。統計とは関係ないところで申し訳ないんですけども、本当に精神障害は確実に増えておりますけれども、この医療機関に入院または通院していない、できない、認めていないという精神の患者と言っていいのか——とても多いということ、すごく家族会でも痛感しております。ですので、ここに隠れている人がもっといっぱいいるということ、皆さんにご承知おきいただきたいなと思ひまして、ちょっと一言言わせていただきました。

○香野会長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。また最後に意見交換の時間がありますので、全体を踏まえてご発言いただければと思います。

それでは、よろしければ、この「第6次静岡県障害者計画の策定」につきましては、事務局の提案のとおり進めることに承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○香野会長 ありがとうございます。

事務局のほうでは、委員の皆様からいただいた意見を踏まえて進めていただきますようお願いいたします。

では、続いて次の議題に入りたいと思います。報告事項が3点あります。

1点目の「障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進」について、事務

局から説明をお願いいたします。

○上原障害者政策課長 続いて、障害者政策課長、上原です。お願いします。

資料の26ページ。点字資料は第2巻の1ページをご覧ください。

「障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進」について、ご説明いたします。

1の「概要」にありますように、本県では、障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を目的とし、授産製品の愛称である「ふじのくに福産品」等の継続的・安定的な売上げを確保するため、民間企業・団体による購入を促進しております。

現状なんですけれども、2にありますとおり、本県の平均工賃月額は、令和2年度に新型コロナの影響により一時落ち込んだんですけれども、令和3年度以降は増加傾向となりまして、令和5年度の平均工賃月額は2万1,713円となっております。

3の「課題」なんですけれども、福産品は大量生産ができない。事業所の生産能力の関係で困難であることなどの理由で、なかなかスーパーなどの流通には乗りにくい。代わりに、イベント出店やオンライン販売等で活路を見いだしているんですけれども、なかなか売上げが安定しないというところが現状でございます。

そのため、今年度、4の「令和7年度の取組」にありますように、企業・団体からの継続的・安定的な売上げが確保できますよう、3つのことに取り組んでおります。

1つ目としましては、障害福祉サービス事業所の供給能力の向上を図るため、複数の事業所で共通の製品を製造する共同生産体制の構築に向けまして、今年度、静岡と志太榛原の2圏域でそれぞれ3事業所が参加して、専門家を招いて試作品の開発を行なっております。今後は、試作品の開発と併せて販路の開拓もやっていく予定でございます。

2つ目としましては、令和5年度から始めた取組なんですけれども、「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」でございます。こちらは、障害福祉事業所等から、年間の福産品購入や役務等の発注の合計が30万円以上実績がある企業・団体さんを県が認定しまして、県の入札等において優遇することとしております。認定企業は年々増加しております。令和7年度、今年度は、先日認定式を行なったんですけれども、41の企業・団体を認定いたしました。

3つ目ですけれども、こちらも令和4年度からの取組になります。民間企業等に向けました「一人一品運動協力隊」への参加依頼です。

福製品のセット商品を作りまして、購入する協力隊への参加をうちの県のほうで呼びかけまして、昨年度は37の企業・団体から、773口、227万円以上の申込みをいただいたところでございます。今年度も引き続き、より多くの企業・団体にご協力いただけるよう呼びかけをしてみたいです。

以上でございます。

○香野会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろんアイデアもありましたらお願いしたいところですが。

○土居委員 すみません。1つ質問なんですけど。

○香野会長 どうぞ。

○土居委員 福製品のオンライン販売ということですが、これは——すみません。全く勉強不足で申し訳ないんですけど、例えば1か所でいろいろなものが買えるような、モールというのか、そういう形で行なわれているものなんでしょうか。それとも各事業所にお任せみたいな形なんでしょうか。少なくとも1か所でいろいろ見られるといいのかなという気はちょっとしていますけれども。

○上原障害者政策課長 委員ご指摘のような、モールみたいに、そこに行けば全部買えるという作りには今していません。県のほうでやっているのは、オンラインで、カタログでとりあえず全部購入できるものが見られるようにして、そこから実際の販売自体は各事業所さんのホームページに飛ぶようなやり方を今やっております。

○土居委員 すみません。そのページを見ていないので、よく分からないで言っておりますので、ちょっと外していたら申し訳ないんですけど、例えば、視覚障害者がそういうサイトで何かを買うといったときには、そういう形のものって、すごくやりにくい。例えば、カタログがPDFになっていたりとか、全くアクセスできない場合も多々あったりとかということもあるので、もし県民に対して販路を拡大するという意図で支援の目的や効果を狙うということであれば、やはりそういう部分からしてアクセシビリティの確保と、それから場合によっては、もう直接そこで決済できるような仕組みとか、できたらそこまで何か考えていただいたほうが、これからのオンライン販売は、そういう手順をとにかく簡単にするというのではないかなという気もしますので、そういった形の支援を検討していただけるといいのかなというふうに、ちょっと思いました。

○香野会長 はい、ありがとうございました。

○上原障害者政策課長 ありがとうございます。

そうですね。おっしゃるように、自分もオンラインショッピングはたまにやりますけど、階層が深いと途中でやめちゃったりするものですからね。そういう形で、買いに来てくれた方がすぐには買えるような仕組みづくりというのは、検討していきたいと思えます。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。では、次の報告のほうに一旦移りたいと思えます。

2点目の「東京2025デフリンピック開催に向けた本県の取組」について、説明をお願いします。

○武田障害福祉課長 障害福祉課の武田です。よろしくお願いいたします。

それでは、「東京2025デフリンピック開催に向けた本県の取組」についてご説明申し上げます。

資料は27ページ、点字資料は第2巻の6ページとなります。

本年11月、東京都を中心に東京2025デフリンピックが開催されます。本大会はおおむね4年に一度開催されており、今年開催される大会はデフリンピック100周年に当たる記念すべき大会であり、日本では初開催となります。

本大会では、「概要」にありますとおり全21競技が開催予定ですが、サッカーについては福岡県で、自転車競技については静岡県伊豆市の日本サイクルスポーツセンターで開催されることが決定しており、選手、関係者で約250の方が本県を訪れる予定となっております。

続きまして、2の「令和6年度の取組」について、簡単にご報告いたします。

デフリンピックの知名度向上を図るため、ららぽーと沼津でデフリンピック1年前イベントを。また、令和7年3月に日本サイクルスポーツセンターで開催した「ジャパン・マウンテンバイク・カップ」に合わせ、デフリンピックテストイベントを開催し、聾者の招待や手話ボランティアの配置、ブース出展などを実施いたしました。

こうした取組を実施してはいるものの、デフリンピックの認知度が、なお局地的であることや、大会を契機として、手話言語の普及促進という観点からのレガシー構築が必要であることから、今年度の取組を検討し、実施する内容が、3の部分に記載した事業であります。

資料の2枚目をご覧ください。

こちらの表は、県全体の東京2025デフリンピックに向けた取組について、令和5年度

から今年度まで、時系列で示したものでございます。今年度につきましては、表の一番右の部分の事業について進めております。

「機運醸成」の今年度の欄は、スポーツ・文化観光部が主となって事業展開をする部分で、先日行なわれました100日前イベントの開催ですとか小・中学校等の観戦事業の関係となっております。当課といたしましては、イベント開催時には、昨年度に引き続き「手話で挨拶を」運動を展開し、デフリンピックをトピックにした手話言語の普及促進に努めてまいります。

次に、「情報保障」に関する2025年度の欄をご覧ください。こちらに、手話の普及啓発として「手話サポーターの養成、運営」とありますが、こちらが私どもが中心となって事業展開をする部分となります。

手話サポーターの活動内容といたしましては、先日の100日前イベントもそうでしたが、デフリンピック開催の関連イベントや大会においてサポート活動を実施しております。今年度、これから大会に向け、関係者が一丸となって取り組むことで、手話に対する若年層の興味を惹起するとともに、手話に関わる人の裾野拡大を図り、新たな手話通訳者の養成や、聾者にとって暮らしやすい生活につなげてまいります。

私からは以上となります。

○香野会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見ございましたらお願いします。

○香野会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、次のご報告の3点目、「静岡県障害者差別解消条例の施行状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○上原障害者政策課長 障害者政策課長、上原です。お願いします。

お手元の資料の29ページ、点字資料では第2巻の14ページをご覧ください。

「静岡県障害者差別解消条例の施行状況」について、ご説明いたします。

本県におきましては、平成29年4月に静岡県障害者差別解消条例を施行いたしまして、それに基づきまして差別解消のための取組を進めております。

30ページをご覧ください。

こちらに、取組をそれぞれ記載させていただきました。

(1)の「相談員の配置等」ですけれども、差別解消の専門の相談窓口を、静岡県社会福祉士会様に委託をしまして平成29年6月から設置をしております。週3で窓口を開け

てもらっております。相談の状況につきましては、また後ほどご説明させていただきます。

(2) 「助言又はあっせんの申立て」なんですけれども、申立てに至る前に相談窓口等でいろいろ相談を受けて対応しているおかげというか結果で解決に至っていることから、昨年度までの状況で助言またはあっせんに至った件数はございません。0件でございます。

(3) の「県民の理解及び関心の増進」のための取組の中で、こちらはヘルプマークの関係ですけれども、令和6年度は約8,000個ほど窓口で配付をしております。

また、駅のホームでの転落防止などのための声かけサポーターのほうも191人養成をしております。

合理的配慮の理解を深めるための活動等をしている団体等への助成事業がございますけれども、こちらにも11団体に助成をしまして理解促進のほうを図っております。

(4) の「表彰等」につきましては、令和6年度につきましては6団体等に表彰を行なったところでございます。

「県民会議」につきましては、昨年度、民間事業者、当事者及び支援者代表者によるパネルディスカッションを行なうなど、146名の方にご参加いただきました。今年度の「県民会議」につきましても、現在10月30日に開催予定で準備を進めているところでございます。

以上が解消の取組の状況でございます。

続きまして、31ページ。点字資料でいきますと24ページをご覧ください。

昨年度、県や、先ほどの専門窓口、もしくは市町の窓口寄せられた相談件数の状況でございます。

令和6年度につきましては、表にありますように、昨年度から3件増加しまして44件の相談がありました。「その他」の相談が110件とすごく増えているんですけども、事業者等からの問合せが9件、要望等が6件、日常の悩み事相談が95件で、特に日常の悩み事相談につきましては、特定の方から何度も相談が来るようなケースになって、こんなに件数が増えているといった状況でございます。

2の、44件の分野別の内訳でございます。

令和6年度につきましては、「交通機関の利用」の相談が最も多くて12件、次いで「行政」に関するものが8件といった状況になっております。

32ページをご覧ください。

こちらは、先ほどの44件を圏域別と種別で整理したものでございます。こちらを見ますと分かるように、静岡圏域が17件と一番多く、西部圏域の8件が次ぐ形となっております。

4は相談者の区分になります。やはり本人からの相談が27件と約6割を占めております。

5の「相談への対応」ですけれども、約半数近くで、窓口職員が、事実確認や、対象の事業者、行政機関との情報共有、調整、助言等、解決に向けた働きかけを行なっているところでございます。

続きまして、33ページ。点字資料は31ページをご覧ください。

相談窓口に寄せられた相談のうち、一部について紹介させていただきます。内容につきましては、個別の関係者や関係施設が特定されないよう記載してありますので、ご了承ください。時間の都合で2事例を紹介させていただきます。

1つ目、33ページのNo.1ですね。こちらは、相談時期を見ていただくと分かる通り、令和7年6月で、実は今年度。本来は6年度の事案を報告するものなんですけど、特別にというか、今年度の6月に相談があったものでございます。

何で今回載せたかといいますと、相談内容を見ていただくと分かるんですけど、オストメイトの関係の方に対する差別の事案があったと。団体の方から、「まだこういうことが起きているんだということを、ちゃんとこの協議会で報告してほしい」という形でご要望をいただいたものですから、今回のこの協議会で「こういうことがありました」という形で報告させていただくものでございます。

内容につきましては、オストメイトの方が静岡県内の旅行会社を通じまして県外の旅行ツアーを申し込んだんですけども、2つの県を旅行するツアーだったんですけども、その県外の宿泊施設2か所から大浴場の利用を断わられてしまったという内容でした。その団体の方からご連絡いただいて、県のほうから当該旅行会社に事実確認を行なうとともに、差別解消法の趣旨を説明して、県外宿泊施設への働きかけを依頼しました。この結果、一応県外宿泊施設側において対応を改めていただきまして、旅行自体はできる形になっております。

また、本県のほうから、その宿泊施設がある所在県の担当課のほうに「こういう事案がありました」ということをご連絡させていただいて、そこの県の差別解消の周知をや

ってくださいという形で依頼をして、両県とも、関係者、関係機関、関係団体に、改めて差別解消に関する通知というか、お知らせを出していただいたところでございます。本県におきましても、県内関係団体に事案の情報提供及びその周知依頼を行なったところでございます。

この件で、最初自分も、連絡を受けたときに、宿泊施設側が断わるというのは差別に当たるんですけども、その連絡を受けた旅行会社が、それをそのままオストメイトの方、旅行者の方に伝えたというのがもうアウトだなと思っていて、本来であれば、旅行会社が「差別になるんだよ」ということを、最初にホテルから言われたときに言ってくれば、そのオストメイトの方に断わるということは発生しなかったはずなものですからね。

県としましては、その旅行会社側に「職員に対してどういう教育をしているんだ」と。「差別解消をちゃんと分かっているのか」という形で、今回かなり厳しめに対応させていただきました。「今後そういうことがないように」ということで向こうのほうも言っておりますので、そういう対応をしたということだけご承知おきください。

続きまして、次のページへ行っていただいて、もう1個の事例としまして、4番の「商品販売サービス」の分野の事例です。こちらは、車椅子ユーザーである相談者の方から、スポーツ団体が運営するシャトルバスに乗った際に合理的配慮がなされなかったというご相談がありました。ご本人の希望としては、車椅子の移動ができる低床バスの導入などをしてほしいという形の相談を受けたものでございます。

相談窓口のほうから当該事業者のほうへ連絡しまして、事実確認と合理的配慮の義務化の話を説明させていただいたんですけども、ただ、その相談者が望む対応、低床バスの導入というのはなかなか過重な負担になって難しいと。ただ、相談窓口のほうから事業者さんに対して「建設的な対話をしてください」とお願いをしましたところ、その事業者から相談者のほうに話をしてもらって、相談者の方がシャトルバスを利用する際には、個別にできる範囲で対応していくという形で話がまとまったところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○香野会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見はございますでしょうか。

○小倉委員 聴覚障害者協会の小倉です。

いろいろな相談があるんだと思って見させていただきました。うちの協会は、聴覚障

害者の当事者団体で、また県からも相談事業の委託を受けています。1回では解決できず継続になる案件もかなりあります。

今回報告されているものは割と短期間で解決されたのかなと思うのですが、例えば私どもに持ち込まれる相談としては、手話での教育を受けたいと。31ページの「教育」に関係する相談で、例えば手話での教育を望むということで、他県の学校を選択するというような相談が持ち込まれたりするんですが、こういった教育に関係するようなものも、この差別解消で相談に乗っていただくことって、できるんでしょうか。

○上原障害者政策課長 そうですね。主題としては、合理的配慮か不当な差別かはっきり言いにくいんですけども、うちの県の中だと手話での教育がないため…

○香野会長 私からよろしいですか。

例えば、大学教育の場合は、本人のコミュニケーションに合った教育の保障というのは合理的配慮の範囲内だということで、最近の例だと、手話通訳者は外出した際にはつけるけど、日常の授業はむしろノートテイカーだったりパソコンテイカーのほうで保障していくみたいなことを本人と話し合っていて決めていくみたいなことは、高等教育のほうは今やっていると思います。

義務教育の場合は、教育の内容と手話の適合性みたいな問題がちょっとあるので、全ての教育を手話に置き換えることができるかどうかということについては、ちょっと合理性について話し合う必要があると考えていますが、中村先生、それでいいですか。

○中村特別支援教育課指導班長 教育委員会特別支援教育課の中村です。

先ほど小倉様のほうからご指摘のあったことにつきましては、教育委員会としても認識しております。

会長からお話のあったように、一人一人のニーズによって、個別の実態によっても違うと思います。先日、手話に関する施策の推進に関する法律が施行されて、国からも、「特別支援学校においては、手話を必要とする子供が在学し手話の修得を希望する場合には、授業その他の教育活動において手話の学習の機会を提供するよう努めること」という通知が出されております。特別支援学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒は、減っており、一方で、小・中学校へ就学しているかと思われれます。特別支援教育課だけではなく、義務教育課、高校教育課とも連携しながら、文部科学省の通知にのっとり努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小倉委員 分かりました。ありがとうございました。

○香野会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、今日予定していた議題はここで終了となりますが、せっかくの機会ですので、少しお時間が取れましたので、皆様のお立場から、今日の議題に関係しているところでも結構ですし、そうでなくてもいいのかなと思います。最近の障害福祉の動向や課題について、ご発言をいただければと思います。20分ほど取れるかなと思います。挙手でいきますか。それとも、皆様一言ずつお話しただくといいかなと思います。

じゃ、申し訳ないけど、高橋さんからマイクを回して行ってよろしいですか。最後に三浦先生のほうにマイクのほうをお渡ししたいと思います。お願いします。

○高橋委員 いろいろ今日お話を聞いて、勉強になりました。私は事業所もやっているの、優先調達とかそういうのもいろいろ、「たくさん売上げを上げて、工賃をたくさん払わなきゃ」とか、そんなようなことを日々考えていて、それは事業所のことで、あと育成会としては、「8050」ですか。やっぱり私たちも年を取ってきて、なかなかグループホームなり施設なりという形ですが、施設もだんだんと人数を少なくしていくというような法律ができてきて、グループホームのほうもそんなような形になってきて、「じゃ、どういうふうにこれからしたらいいのかな」というのをだんだん考えるようになってきました。

それから、2～3日前に、成年後見制度についてもいろいろ司法書士さんから勉強したりとかして、お金がたくさん残っちゃっていると困るなとか、どういうふうにかからそれを子供に託していくのかとか、いろんな問題がたくさん出て、今、頭の中がすごく混乱している状態です。でも、利用者さんも職員も一生懸命頑張ってお仕事をしているので、そちらのほうも応援したいし、いろんなことがいろいろあるなというふうに思っています。自分の子供のこともあるし、さっきICTとか出ましたけど、うちの子にはあんまり関係ないなと思いつつ話を聞いておりました。

このぐらいでいいですか。

○香野会長 ありがとうございます。

○深沢委員 静岡県難病団体連絡協議会の深沢です。

毎回ここに参加させていただいて、大変勉強になるんですけども、まず私どもとしては、やはり障害のある方の現状ということで、こういう人数が出てきているんですけども、毎回言わせていただくんですが、ここには難病患者というところで数字が資料

としては挙がっていないというところで、難病患者の人数はとても多くなっております。そういった方も含めて、障害のある方ということでご配慮いただければなということで、よろしくお願ひしたいです。

もう1点なんですけれども、防災体制の充実というところで今回の計画に入ってきていると思うんですけれども、災害が起こってからの体制を整えるというのも非常に大事なんですが、防災訓練とかも行なっていると思うんですね。災害が起こる前のいろんな体制をつくるというところで。そういったところに参加したときに、難病患者の方が合理的配慮が受けられなくて「ちょっと困ったよ」というご相談を受けたりもしたことがあったので、これはさっき差別のところ、それは差別に当たるのか、合理的配慮の提供が不足しているということに当たるのか、ちょっとどういうことになるのか悩んでいたんですけれども、避難訓練を行なった際に、学校にお子さんを引き取りに行かなければいけないということがあったらしいんですが、そのときに親御さんが難病患者だった。やはりすぐに行けなかったんですね。症状とかが出てしまっていて。すぐにお子さんを引き取りに行けなかったんだけど、学校側が「何ですぐ来てくれないんですか」と。「最後ですよ」「お子さん引き取りに来たの、あなたが最後です」というふうに言われてしまったということで、その親もお子さんも非常にショックを受けてしまったということで、やっぱりそういうところで配慮をしていただく必要があるということを知っていただきたいなというお願ひです。よろしくお願ひします。

○村松委員 精神の家族会連合会の村松です。ICTということが出てきたので、ちょっとそのことで。

うちの息子も統合失調症で、障害者枠でパートで通勤をしておりますけれども、本当に会社と家との往復だけなものですから、どうしてもゲーム依存に陥ってしまって、課金することがすごく多くて、もう毎日大変な思いをして仕事に行っているのに、あっという間にお金を使ってしまうということが度々あるんですね。

そういったこともありますし、また家族会で最近聞いた話では、「家族にいろいろ相談しても同じような答えしか返ってこないから、最近はAIアプリに相談しているんです」という娘さんを持つお父さんの話を聞きまして、何か今、すごくAIアプリは、私もちょっと頼っていますけれども、そういったAIに相談して、それもやっぱりだんだん度が過ぎると大変なことになっていくのではないかなといった危惧もあるんですね。

そういったところで私がすごく思うのは、やっぱり孤立させないということだと思う

んです。社会参加ということがすごく言われていますけれども、本当にそういったところが実際ないと、もう孤立するしかないんですね。うちの息子のように毎日仕事に行っている子でさえも往復しかできないということで、そういった受入れのところがあればすごく助かるなって、いつも思っております。

○矢部委員 静岡県作業所連合会・わの矢部と申します。よろしく申し上げます。今日は、いろいろたくさん勉強ができました。ありがとうございます。

私も、ふだんの生活でスマートフォンを使用している方ということで、つい最近事業所で話をしたばかりでした。うちの事業所では知的の方が大半なんですけど、このスマートフォンの使い方が、まず写真を撮る。この写真を撮るといのが盗撮になっちゃうと怖いので、「こういう使い方をしましょう」というお話をしました。

このスマートフォンで、今は電子決裁とかも使えたりして、実はお金の使い方が非常に難しい、分からない。うちの事業所でも工賃をお支払いしているんですけど、工賃の意味すら分からないような、そういう時代になってきたんだなと。

こないだ、この電子決裁のポイントを、うちの当事者の方の先輩という方に何か渡しちゃったみたいで、私もそういうことはあまりしないんですが、そういうやり方を知っている人には悪用されてしまうのかなということで、こないだスマートフォンの使い方の話をしました。

また、タブレットのほうも利用してまして、これはこないだ防災のほうで、サイレンを聞き取ってもらって、「こういう音が鳴ったら『気をつけよう』というお話が出ています」というような形で、今そういう、スマートフォン、パソコン、タブレット等の活用の仕方というのを、利用者さんと共に事業所の中で話合いをしているところでございます。

いろいろ勉強になりました。ありがとうございました。

○榎田委員 静岡県人権同和対策室人権啓発センターの榎田と申します。よろしくお願いたします。

私どもは、社会福祉会館の中に入居しております、各種の啓発事業とか、あと人権に関するご相談も受けております。人権に関するご相談というのは、非常に分野が幅広い中ではあるんですけども、本日の資料の中にもありますような、「『障害者差別解消相談窓口』の相談状況」ということで、直接私どものほうに、この障害者差別に関するご相談というのはそれほど多くはないんですけども、このように非常に具体的な相

談事例を拝見しまして、大変勉強になると感じたところです。

それから、障害者スポーツという点で申しますと、先週の土曜日に「フェスタシズウエル」という総合社会福祉会館のイベントがございまして、その建物の中に、ご承知のように体育館がありますので、県障害者スポーツ協会さんとの連携の下、車椅子のバスケットの選手の方、指導員の方などのご協力を得まして各種のパラスポーツを行なったところです。

ご家族連れの方が来場して下さるということが多くて、翌週の月曜日に静岡新聞さんなどでも記事になりましたので、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、なかなかこうしたパラスポーツ、それから今回の報告事項の中にありましたデフリンピックも含めまして、こうしたものが広まっていく機運に乗せていくといったところも課題だと思いますので、少しでもこういった取組の積み重ねでもって機運が広まっていくことを願っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中山委員 静岡県教育委員会教育政策課人権・教員育成室長の中山と申します。本日はありがとうございました。

教育委員会では、「人権教育推進のポイント」の1つとして、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」というものを掲げております。子供たちには「心のバリアフリー」という考え方を広めていきたいと思っています。学校において人権教育の一環として活用できる学習資料を今作成していますので、来年度からその活用を進めてまいりたいと思います。

それから、先ほど引取り訓練のお話がありましたように、子供たちへの人権教育も大切ですが、教職員の人権意識を高めていくことも改めて大切なことだなというふうに感じました。本日はありがとうございました。

○土居委員 静岡県視覚障害者情報支援センター長の土居でございます。よろしくお願いたします。

私どもの施設では、視覚障害者に対する情報支援、情報提供、それから各種視覚障害に関する相談を受けているところでございます。

今回の資料の中に、「視覚障害」というキーワードそのものもそうですし、状況もあまり書かれていなかったかなと思うんですけれども、先ほどアンケートの中にスマホの利用率が5割という数字がありましたけれども、視覚障害者の中で、そのアンケート一

—いろいろあるにはあるんですけど、県内のアンケートはちょっとなくて、実際のところよく分かりませんが、どうなのでしょうね。よく使っている人は使っているというような状況があると捉えました。全く使えない方も当然いらっしゃるということで、そういう中での情報提供。今後の呼び方では「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」という分野になるのかなと思うんですけども、つまり、これまで視覚障害者というと、やはりステレオタイプに「点字」というイメージがあったりとか、あるいは音声の図書、人間が朗読して録音したものを提供するということが基本になっていたかと思います。これは身体障害者福祉法の34条でもそういうふうに規定されていますし、それに基づいて様々動いてきたということがあるかと思います。

ただ、先ほどもスマホのことを取り上げたように、今では、音声はともかくとしても、少なくとも点字に依存した情報アクセスというのは、かなりパーセンテージが低いです。例えば図書の貸し出し数。私どもは点字の図書、それから音声の図書の貸し出しをしているわけですが、もう点字の図書の貸し出しというのは1%とかそういう数字になりますね。その一方で、音声図書というのは90何パーセントを占めるというようなことです——ごめんなさい。1%はちょっと言い過ぎたかもしれませんが、どちらにしても音声図書の割合がもう9割以上で、点字の本というのは非常に少ない貸し出し数になっている。ここからも分かるように、やはり点字一辺倒の情報アクセス、あるいは情報提供の在り方というのは、もう限界があるというふうに私たちは考えています。

さらには、先ほどのスマホの普及などからしても、もう少し分かりやすい、例えばホームページ、サイトのつくり方やアクセスの仕方、あるいはそこでの情報の取扱い。PDFが主流なわけですが、やはり視覚障害者が音声で聞く場合は、できるだけプレーンなテキストのほうがいい。こういったことを、できたら情報提供の3本柱にできるような。点字と、それから音声と、テキストデータを中心にしたICTによる提供というような形でできたらいいなというふうに考えているんですけども、なかなかこの点字、音声というところにテキストを加えるということが実際できていないです。これは、先ほども言ったように、やはり根拠法が点訳、音訳というところになっていますので、なかなかそこを突破するのは難しいんだと思うんですけども、これからの在り方として、静岡県がその先頭に立つような気構えで、視覚障害者向けの情報アクセスについて、ぜひ私たちと一緒に検討していただいたり考えたりしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○篠原委員 静岡県自閉症協会事務局の篠原です。

協会のほうでは、「親亡き後」が課題と考えております。会員がみんな親なので、それも平均年齢が上がっているんです。なので、どうしても親亡き後のことが議題の中心になってきます。それに伴ってグループホームの話になり、やっぱり自閉の重度の方が安心して入れるグループホームが極端に少ないというところ。それに伴って、強度行動障害の方が今入れるところがない。それがもう切実です。5次、6次の計画でそういうところも入れてくださっているとは思いますが、その辺をよろしく願いいたします。

○大石委員 大石です。

僕は、普段は発達相談とか療育相談の仕事をしているんですが、今年はとうとう町内会長をやるようになってしまいまして、そうすると地域の防災対策をやらなきゃいかんのですよ。それでひーひー言ってやっているんですけども、高齢者とか身体障害の方とか、地域で有名な知的障害の子とか、そういう人たちはみんな知っているのいいんですけど、精神の方とか、ひきこもりの方とかは、ほぼつかめていない。それから、医療的ケアの子がもし避難してきたらどうするんだということも全然具体的な対策になっていない。

考えてみれば、入所施設の人たちは入所で対応されると思うんですが、学校に通っている子、それから通所の施設に行っている人たちは、夜間や土日は家にいるわけですし、そうすると地域の防災対策の中でみんな助からなきゃいけないということで、地域的にそういう認識が多分全くこれまでなかった。計画の中にも全然反映されていないので、今年は少しそういう内容を定着させていきたいなということで、ちょっとでも前に進めるようにやっていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○小倉委員 聴覚障害者協会の小倉です。

聴覚障害といっても、実は大きくは2つに分かれます。手話を言語とする人、それから音声や補聴器を使われる難聴者や中途失聴者という方たちで、私たち聴協は手話を言語とする団体で、日本語を言語とする団体は、またほかにあります。そうなってくると、ニーズもそれぞれ分かれてくるんですね。聴覚障害といってもニーズが分かれるということをご存知いただきたいと思います。

6次計画の中では、聴覚障害に関係する施策、情報アクセシビリティ、それから手話の施策、難聴児の早期発見、療育というようなどころがありまして、これは本当に大事

な課題だと思っております。今後ぜひ、いろいろと話をさせていただいて、いい方向に向かうよう一緒に進めていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○香野会長 ありがとうございます。

すみません。三浦先生、お待たせしました。

○三浦委員 小笠病院の三浦です。私は、静岡県内の約30の民間精神科病院の者として参加させていただいております。

議題の中にありましたように、精神科も入院中心から外来中心の医療になってきております。様々な疾患を拝見しているんですが、最近では、依存症の問題、あるいは児童、認知症で、外来に来られる方が増えてきまして、病棟が相当埋まらなくなってきました。認知症の方も、精神症状が甚だしい方は入院をさせていただいておりますが、内科や外科の合併症があつてなかなか大変です。

それともう1つ、恐らく「ひきこもり」という言葉を使ってよろしいかと思うんですが、未治療、あるいは何年か前に一度だけ病院にかかれたような、ほぼ治療を受けていない方の存在。これは、もし近所にそういう方がおられたら、我々の病院の精神保健福祉士とか、市町の精神保健に関する部署にご相談願えればよろしいかと思っております。まだまだ未治療というか、治療があまり十分でない方の存在は結構あるようですが、実態がはっきり分かっていない部分もあります。

そんな感じで、一精神科医として参加させていただきました。本日はありがとうございました。

○香野会長 ありがとうございます。

○天良会長代理 静岡県知的障害者福祉協会、天良です。

先ほどちょっと私も触れましたけれども、今、国のほうでは入所施設に関する在り方検討というのを進めていまして、これは居住支援に関わるので、グループホームもその中に入ってくるんですけれども、方向性としては「地域に出せ」「施設入所を減らせ」ということなんですけど、これは結局国連のほうの障害者の権利条約でそのようなことがうたわれていて、それを批准をしちゃった日本であるがゆえに、それにくっついていかなきゃならないというようなところもあって、私は実態としては、全く日本においてはまだまだだなどと思っております。

県内45の入所施設が私どもの協会におるんですが、どこもみんな待機者もありますし、先ほど来ある親亡き後ということのを伺うと、親御さんの本心を聞くと、「みんな親亡き

後って、入所を期待しているよ」というのがあるようなんですね。それで本当に減らしちゃっていいんだろうかというところを最近疑問に思っています。よろしくをお願いします。

○香野会長 皆様ありがとうございました。

では、そろそろ時間となりましたので、今日の意見を踏まえて障害者福祉施策の推進を頑張っていたきたいと思っております。

では、事務局のほうにお返しいたします。

○渡邊障害者政策課課長代理 香野会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様も、様々なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見を踏まえ、障害福祉施策を進めてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、今年度ですけれども、障害者計画の策定年度ですので、この協議会はあと2回の開催を予定しております。次回の協議会は令和7年11月10日の開催を予定しておりますので、ご承知ください。

それでは、これをもちまして令和7年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後3時28分閉会